平成２１年（フ）第１３２７号
埼玉県新座市野火止１丁目13番26―302号
債務者　佐久間夕貴
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
埼玉県草加市草加５丁目９番４号　よし美荘205号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
埼玉県越谷市宮本町２丁目205番地
債務者　森本　　洋
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
埼玉県草加市谷塚町1607番地５　市川コーポ205号
債務者　菅原ますえ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
埼玉県吉川市大字保509番地５
債務者　増田　里奈（旧姓毛塚）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
埼玉県児玉郡上里町大字三町714番地９
債務者　田島　孝彦
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４０６号
埼玉県深谷市上野台169番地　ハイツティロード203号
債務者　辻　　誠一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３０号
埼玉県比企郡吉見町大字中曽根15番地
債務者　宮倉　利之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１０６号
三重県松阪市飯南町粥見274番地
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１０３号
福岡県大牟田市大字歴木1403番地２　レオパレスＴメゾン106号
債務者　田中　　勲
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１１１号
福岡県大牟田市大字宮部17番地
債務者　東　　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第４８５号
長崎県長崎市泉２丁目５番34号、旧住所熊本県合志市須屋1448番地５
債務者　久保みゆき
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
長崎県長崎市岩川町10番15号　伊藤ハイム405、住民票上の住所長崎市岩川町10番15号吉田ハイツ405号
債務者　小林　洋治
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷886番地９中村アパート102号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷729番地３　溝川ハイツ406
債務者　荒尾　正勝
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６号
大分県中津市大字万田671番地16
債務者　八垣　千明
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７１号
大分県中津市大字相原3794番地５
債務者　相良真奈美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７８２号
札幌市豊平区中の島１条３丁目３番３号　第５つつみ荘201号
債務者　安倍　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部